

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 3 月 6 日（金）第3090号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 生産事業者の登録（森林経営課取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（障害福祉課取扱い） 2
- 争議行為の予告（雇用労政課取扱い） 2
- 農用地利用配分計画の認可（農村振興課取扱い） 2
- 収去飼料の試験結果の公表（畜産課取扱い） 7
- ふ化業者の登録（畜産課取扱い） 7
- 県営土地改良事業の計画の変更（農地整備課取扱い） 8
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（2件）（都市計画課取扱い） 8

公 告

- 競争入札の参加者の資格に関する公告（2件）（管財課取扱い） 9
- 落札者等の公告（2件）（管財課取扱い） 11
- 一般競争入札公告（8件）（歴史資料センター黎明館取扱い） 11
- （県民健康プラザ鹿屋医療センター取扱い） 12
- （県立大島病院取扱い） 16
- （県立始良病院取扱い） 22
- （県立薩南病院取扱い） 24
- （県立北薩病院取扱い） 26

公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則（※）（警務課取扱い） 28
- 鹿児島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（※）（警務課取扱い） 28
- 鹿児島県公安委員会運営規則の一部を改正する規則（※）（生活環境課取扱い） 29
- 銃砲刀剣類および猟銃用火薬類等に係る届出書等の提出部数を定める規則を廃止する規則（※）（生活環境課取扱い） 29
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に基づく行政処分に関する規則の一部を改正する規則（※）（生活環境課取扱い） 29

告 示

鹿児島県告示第160号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者として登録した。

平成27年 3 月 6 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地

第8076号	横峯 信義 志布志市志布志町帖 11554	種穂の採取 幼苗の育成	横峯 信義 志布志市志布志町帖 11628
--------	-----------------------------	----------------	-----------------------------

鹿児島県告示第161号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成27年3月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
生協往診クリニック	鹿児島市谷山中央五丁目14- 19日高ビル1階	平成27年 3月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第162号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成27年3月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
白男川薬局中央駅店	鹿児島市西田二丁目28番地10 号1階	平成27年 3月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第163号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成27年2月25日付けをもって、鹿児島県医療労働組合連合会執行委員長馬場文治から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成27年3月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 事件

- (1) 賃上げ及び一時金
- (2) 大幅増員、夜勤制限、労働時間短縮など、労働条件の抜本的改善

2 争議行為の日時

平成27年3月12日（木）午前8時以降、問題の完全解決の日まで

3 争議行為の場所

鹿児島医療生活協同組合の経営する事業所（鹿児島市、霧島市及び南九州市）及び奄美医療生活協同組合の経営する事業所（奄美市、瀬戸内町、徳之島町及び天城町）

4 争議行為の概要

上記の場所において、全体的又は部分的に、あるいは断続的に、あらゆる形の争議行為を行う。

鹿児島県告示第164号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第4項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成27年3月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	

山口政幸	日置市吹上町田尻677番地1	日置市吹上町田尻字高付2209番9 外2筆
堤誠一郎	日置市吹上町田尻1868番地	日置市吹上町田尻字宮元2784番 外1筆
福元五男	枕崎市国見町388番地	枕崎市別府字上ノ中岡17091番1 外5筆
中原俊昭	枕崎市国見町311番地	枕崎市別府字中岡16804番3 外11筆
有限会社西牟田農園	南九州市穎娃町別府11412番地5	南九州市穎娃町別府字堂野尾10987番1 外6筆
クリンティかごしま株式会社	南九州市穎娃町上別府1218番地1	南九州市穎娃町上別府字上向へ841番 外7筆
永山秋美	南九州市穎娃町上別府6013番地3	南九州市穎娃町上別府字エ之木迫西7420番 外8筆
野口龍治	南九州市穎娃町郡9671番地1	南九州市穎娃町郡字三枝184番1 外3筆
仁田尾三郎	南九州市知覧町南別府21936番地	南九州市知覧町南別府字栢山迫22419番
松山孝弘	南九州市知覧町塩屋15499番地	南九州市知覧町南別府字栢山迫22422番1 外8筆
中渡瀬和洋	南九州市知覧町南別府22584番地3	南九州市知覧町南別府字栢山迫22423番 外1筆
松山賢一	南九州市知覧町塩屋15489番地	南九州市知覧町南別府字八幡ノ西22551番3 外8筆
池田正二	南九州市知覧町南別府22028番地1	南九州市知覧町南別府字八幡ノ西22553番1 外3筆
大隣忠範	南九州市知覧町塩屋18747番地	南九州市知覧町南別府字八幡ノ西22554番1 外3筆
菊永宗一	南九州市知覧町塩屋25054番地	南九州市知覧町南別府字供養山23734番1 外3筆
東垂水君生	南九州市知覧町西元12284番地	南九州市知覧町南別府字城東迫24491番 外4筆
塗木宗彦	南九州市知覧町東別府14703番地	南九州市知覧町南別府字城東迫24497番2 外2筆
菊永時治	南九州市知覧町塩屋25025番地1	南九州市知覧町南別府字城東迫24501番2
株式会社知覧心茶堂	南九州市知覧町西元12360番地1	南九州市知覧町南別府字城東迫24504番3 外1筆
株式会社知覧アグリワン	南九州市知覧町西元12271番地	南九州市知覧町南別府字城東迫24510番1 外3筆
白澤輝夫	南九州市知覧町塩屋15296番地1	南九州市知覧町南別府字堀内24520番 外6筆
菊永浩伸	南九州市知覧町塩屋24907番地	南九州市知覧町南別府字堀内24548番 外1筆
菊永睦彦	南九州市知覧町塩屋25121番地	南九州市知覧町南別府字城脇24571番1 外3筆
大隣孝幸	南九州市知覧町塩屋18722番地	南九州市知覧町南別府字城脇24574番
切通一晋	南九州市知覧町東別府20734番地5	南九州市知覧町南別府字小山迫25014番1 外1筆
眞茅博幸	南九州市知覧町塩屋19139番地1	南九州市知覧町南別府字穎娃道25274番2 外3筆

駒水友春	南九州市知覧町塩屋 19246番地	南九州市知覧町南別府字顛娃道25275番6
瀬尾浩二	指宿市東方26番地1メ ゾンド・ソレイユ201	指宿市新西方字狐迫1034番2
農事組合法人夢希 耕あながわ	薩摩郡さつま町田原 932番地	薩摩郡さつま町田原字西ノ前2188番 外12 筆
友村正行	伊佐市大口白木96番地 3	伊佐市大口里字中古川934番1
竹下秀樹	伊佐市大口大田1119番 地	伊佐市大口大田字横手町18番1 外23筆
帖佐誠	伊佐市大口目丸511番 地21	伊佐市大口目丸字原ノ後478番12 外5筆
西恒良	伊佐市大口目丸908番 地	伊佐市大口目丸字東本568番1 外3筆
山之内正行	伊佐市菱刈荒田2648番 地2	伊佐市菱刈荒田字島崎2561番 外1筆
廣原裕生	伊佐市菱刈花北1092番 地1	伊佐市菱刈花北字中牟田555番40 外6筆
富田博幸	伊佐市大口青木1860番 地7	伊佐市大口青木字竹ノ下2095番1 外3筆
大宮司浩己	伊佐市大口青木844番 地	伊佐市大口青木字大坪158番 外5筆
山之内正志	伊佐市菱刈荒田2658番 地	伊佐市菱刈荒田字青木元2739番
姫木寛次	伊佐市菱刈荒田2643番 地2	伊佐市菱刈荒田字青木元2738番
竹原政洋	肝属郡錦江町神川6359 番地27	肝属郡錦江町城元字池ノ尾4360番1
安水純一	肝属郡錦江町城元4062 番地	肝属郡錦江町城元字三ノ迫4726番13
野本輝勇	肝属郡錦江町田代麓 5205番地4	肝属郡錦江町田代川原字高塚2605番3 外 1筆
森純一郎	肝属郡錦江町田代麓 4586番地45	肝属郡錦江町田代川原字袖山平原2733番1 外1筆
馬込和美	肝属郡錦江町馬場4474 番地2	肝属郡錦江町田代川原字菖蒲ヶ迫5951番4 外2筆
白井浩一	肝属郡錦江町城元5326 番地池田定住促進住宅 2号	肝属郡錦江町田代川原字土穴4829番4 外 1筆
笹原健太郎	肝属郡錦江町馬場4497 番地	肝属郡錦江町田代川原字土穴4821番1 外 6筆
川畑力男	肝属郡錦江町田代麓 4587番地2	肝属郡錦江町田代麓字刈切5237番6 外6 筆
折小野道男	肝属郡錦江町田代麓 1644番地	肝属郡錦江町田代麓字永山1273番1 外1 筆
株式会社テリーフ ーム	肝属郡錦江町馬場283 番地3	肝属郡南大隅町根占川北字海草2230番2 外10筆
中原裕史	肝属郡南大隅町根占川 北11250番地	肝属郡南大隅町根占川北字貫見原3364番1 外2筆
株式会社内村産業	志布志市有明町野井倉	志布志市有明町野井倉字山元6531番7 外

	5239番地1	3筆
中馬耕二郎	志布志市有明町伊崎田 7658番地	志布志市有明町伊崎田字池田7016番2 外 2筆
福末定	志布志市有明町伊崎田 4175番地3	志布志市有明町伊崎田字仮宿2282番1 外 4筆
榎屋宗護	曾於郡大崎町井俣2496 番地1	志布志市有明町野神字廣迫2886番1 外2 筆
善宝忠文	志布志市有明町野井倉 3150番地3	志布志市有明町伊崎田字竹ヶ山1326番1 外2筆
有限会社砂田製茶	志布志市有明町伊崎田 2598番地	志布志市有明町伊崎田字多々越2085番2 外1筆
永野浩二	志布志市有明町野井倉 3440番地4	志布志市有明町野井倉字宇中3192番3 外 28筆
橋口美一	志布志市志布志町内之 倉525番地	志布志市志布志町内之倉字長尾1770番3
春山幹郎	志布志市志布志町田之 浦556番地	志布志市志布志町田之浦字宮地原463番11 外13筆
有限会社水幸農園	曾於郡大崎町持留1643 番地6	曾於郡大崎町持留字尾ノ花下2065番1
鮫島光一	曾於郡大崎町持留1832 番地	曾於郡大崎町横瀬字エサイ町1389番 外11 筆
近松輝久	曾於郡大崎町井俣1606 番地9	曾於郡大崎町井俣字八反田1137番 外1筆
本倉敬一	曾於郡大崎町永吉7277 番地	曾於郡大崎町永吉字上沖9825番2
牧之内勝雄	曾於郡大崎町永吉5974 番地	曾於郡大崎町永吉字新堀5759番
春田清信	曾於郡大崎町益丸210 番地3	曾於郡大崎町益丸字鏡378番1 外4筆
吉本義春	曾於郡大崎町永吉6979 番地	曾於郡大崎町永吉字茶屋場8096番2 外1 筆
株式会社中崎米穀 店	曾於郡大崎町假宿722 番地	曾於郡大崎町假宿字濱殿下1290番
有限会社坂下芝園	志布志市有明町野神 2885番地6	曾於郡大崎町野方字蔵本5909番1
内田克己	曾於郡大崎町益丸243 番地	曾於郡大崎町神領字小牧1941番1 外2筆
福留直也	曾於郡大崎町永吉9095 番地2	曾於郡大崎町永吉字茶屋場8102番1 外1 筆
新越優	曾於郡大崎町井俣1350 番地	曾於郡大崎町益丸字辻ノ下915番1 外2 筆
中島春夫	曾於郡大崎町菱田2201 番地7	曾於郡大崎町菱田字上正坂下2145番2
草原一巳	曾於郡大崎町永吉3229 番地1	曾於郡大崎町永吉字馬場堀2699番1 外2 筆
有限会社オオスミ 物産	肝属郡東串良町岩弘25 番地1	曾於郡大崎町野方字木場6203番7 外1筆
南日本農産株式会 社	曾於郡大崎町假宿3459 番地	曾於郡大崎町野方字中段4449番1 外2筆
新西文夫	曾於郡大崎町岡別府8	曾於郡大崎町井俣字堂園堀466番1 外2

	番地	筆
株式会社ニューふ あーむ21九州	肝属郡東串良町岩弘 1306番地	曾於郡大崎町神領字蓼池2360番10
原操	曾於郡大崎町菱田985 番地1	曾於郡大崎町菱田字浜川原1219番365
末吉幸夫	曾於郡大崎町菱田994 番地	曾於郡大崎町菱田字浜川原1219番196 外 2筆
長野友喜	西之表市西之表2869番 地	西之表市西之表字中松野隅7916番1
小山田春文	西之表市現和5443番地 1	西之表市現和字下屋荷呉4475番 外12筆
折口好喜	西之表市現和131番地	西之表市現和字北高松221番2 外2筆
下園茂	西之表市現和27番地	西之表市現和字下穴野1067番 外3筆
濱川和成	西之表市西之表7502番 地	西之表市住吉字益原5899番2 外1筆
榎元一已	西之表市安城763番地 2	西之表市安城字九郎左 _ニ 門2635番8 外2 筆
中村和弘	西之表市安城2702番地 32	西之表市安城字九郎左 _ニ 門2635番7 外1 筆
馬場賢治	熊毛郡中種子町増田 5838番地1	熊毛郡中種子町増田字石之峯5709番
川内田行則	熊毛郡南種子町中之上 3400番地27	熊毛郡南種子町島間字崎原815番 外13筆
河北純男	熊毛郡南種子町中之上 3020番地3	熊毛郡南種子町島間字横峯2485番51
永松千代子	熊毛郡南種子町島間 5237番地3	熊毛郡南種子町島間字北ノ天神4984番1 外3筆
日高一郎	熊毛郡南種子町中之上 2210番地2	熊毛郡南種子町島間字松之角4224番10
柳田陽介	熊毛郡南種子町島間 4669番地1	熊毛郡南種子町島間字松之角4224番16
朝木祥二郎	大島郡天城町大字兼久 1260番地	大島郡天城町大字兼久字赤正731番 外4 筆
麓福太郎	大島郡天城町大字松原 1981番地2	大島郡天城町大字兼久字赤正732番 外1 筆
義村美智豊	大島郡天城町大字兼久 1073番地	大島郡天城町大字兼久字庭塔1713番 外1 筆
川島昭	大島郡和泊町大字国頭 1269番地	大島郡和泊町大字国頭字砂葉518番4 外 6筆
武元親之助	大島郡知名町大字正名 1143番地1	大島郡知名町大字正名字大平446番2 外 1筆
町田弘之	大島郡知名町大字住吉 2537番地	大島郡知名町大字正名字上里1007番 外3 筆
西田安村	大島郡知名町大字正名 104番地2	大島郡知名町大字住吉字志留当俣249番1 外3筆
根釜祥三	大島郡知名町大字田皆 2227番地	大島郡知名町大字正名字大平438番1 外 1筆

2 認可年月日
平成27年2月25日

鹿児島県告示第165号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、平成26年11月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

平成27年3月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
中部飼料（株） 志布志工場 （志布志市）	同 左	マル中印中すう育成用配合飼料卵卵卵ステップ	平成 26.11	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		マル中印成鶏飼育成用配合飼料スーパー17	26.11	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		マル中印ブロイラー肥育後期配合飼料EMD後期	26.11	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		マル中印子豚育成用配合飼料あじ豚育造	26.11	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		マル中印子豚育成用配合飼料肉研フリー	26.11	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		マル中印肉豚肥育成用配合飼料ナチュラルポークCR	26.11	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		全牛協九州ひびき	26.11	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		マル中印肉用牛繁殖用配合飼料和牛繁殖用	26.11	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
サザングリーン協同組合 （南九州市）	同 左	焼酎粕乾燥飼料（芋製）	26.11	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
（株）イリオス通商 顯娃工場 （南九州市）	同 左	サンコウ魚粕	26.11	栄養成分等－粗たん白質，粗繊維，粗灰分	無

注 違反の有無及び違反の内容の欄には、違反の有無を記載し、表示量に対して過不足があった場合はその成分名，試験値及び過不足の量を，原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第166号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、ふ化業者を次のとおり登録した。

平成27年3月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	登 録 年 月 日	登 録 の 有効期限	ふ化業者の名称及び住所	ふ化場の名称及び所在地
鹿ふ登第 27の1号	平成27年 2月25日	平成30年 2月24日	株式会社ウェルファムフ ーズ霧島事業所 霧島市国分清水四丁目28 番29-33号	株式会社ウェルファムフ ーズ霧島孵卵場 霧島市国分郡田4535番地 1

鹿児島県告示第167号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（旧：畑地帯総合土地改良）（農業用排水施設整備，農道整備及び区画整理）金峰地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年3月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年3月9日から同年4月3日まで
- 3 縦覧場所
南さつま市役所農林整備課

鹿児島県告示第168号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により，都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称
いちき串木野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 串木野都市計画下水道事業
 - (2) 名称 串木野市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和62年1月28日から平成33年3月31日まで（変更前平成27年3月31日まで）
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

鹿児島県告示第169号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により，都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称
大崎町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 大崎都市計画下水道事業

- (2) 名称 大崎町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成8年8月30日から平成33年3月31日まで（変更前平成27年3月31日まで）
- 4 事業地
- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分

平成8年8月30日鹿児島県告示第1303号、平成12年2月29日鹿児島県告示第235号、平成15年3月25日鹿児島県告示第393号及び平成20年3月21日鹿児島県告示第487号の事業地のうち大字永吉字毛無原、大字仮宿字羽子田堀、字堂園堀、字給分堀、字外堀、字西ノ堀、字古年、字丸尾、字原、字竹中、字美堂、字大園、字吹切、字塩井川、字千鳥、字原ノ村、字上西迫、字沖ノ迫、字草原、字西迫、字宮馬場、字町下、字湊曲及び字飛別府、大字横瀬字天子ノ下、字天子ノ前、字道ノ上、字八島ヶ迫、字小城、字坂ノ上、字高屋敷、字後迫、字弁付、字栗ノ峰、字宇田貫、字大塚、字濱田、字大丸、字五閑、字新地、字浜松及び字浜塚並びに大字神領字有ヶ牧、字上ノ原、字小入枝、字入枝及び字下原地内において事業地を変更し、同事業地のうち大字神領字新調堀、字堂地、字稲荷堀、字蛭尾、字山下、字飯隈、字青木、字杉堀、字小牧、字濱牧、字蓼池及び字高尾、大字益丸字堂迫、字王子脇、字王子ノ下、字川路、字矢引、字三反田、字野添、字大園、字前牟田、字堤ノ上、字澤目、字島内及び字松原並びに大字菱田字正坂上を削り、同事業地に大字仮宿字岩永堀、字荒園、字船迫、字篠田堀、字宮内及び字上堂並びに大字横瀬字池田を加える。

公 告

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成27年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成27年3月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 調達をする物品等の種類
物品の購入（電気・通信機器類、計測・理化学機器類及び車両類）
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。
- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等
競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法
資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。
- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成27年3月6日から同年4月10日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から平成28年9月30日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成27年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成27年3月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 調達をする特定役務の種類

- (1) システム開発業務（システム開発及びプログラム作成）
- (2) コンピュータ関連保守業務（パソコンの保守及びシステムの保守管理）
- (3) O A 機器賃貸業務（O A 機器の賃貸）
- (4) 旅客運送業務（スクールバスの運行）
- (5) 電気通信サービス業務（電気通信サービスの提供）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする特定役務の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年

法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

- (3) 申請書類の受付期間

平成27年3月6日から同月17日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

- (4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第5条各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

- (5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を有すると決定された日から平成27年12月31日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....
落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成27年3月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

鹿児島県庁舎で使用する電気
年間予想使用電力量 13,339,000キロワットアワー

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町10番1号

- 3 落札者を決定した日

平成27年2月18日

- 4 落札者の氏名及び住所

株式会社F-Power
東京都港区六本木一丁目8番7号

- 5 落札金額

予想使用電力料金 199,836,849円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 一般競争入札の公告を行った日

平成27年1月6日
.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成27年3月6日

鹿児島県歴史資料センター黎明館副館長 飯山寿史

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
鹿児島県歴史資料センター黎明館で使用する電気
年間予想使用電力量 1,143,000キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県歴史資料センター黎明館総務課
鹿児島市城山町7番2号
- 3 落札者を決定した日
平成27年2月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社F-Power
東京都港区六本木一丁目8番7号
- 5 落札金額
予想使用電力料金 21,257,360円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成27年1月9日

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成27年3月6日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 日高史郎

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称
建築物の清掃サービス（県民健康プラザ鹿屋医療センター（第1区）の清掃業務）
 - (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
 - (4) 履行場所
県民健康プラザ鹿屋医療センター（第1区）
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）第7条第3項の規定により入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 本県内に本社を有するものであること。
 - (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
 - (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たす者であること。
 - (6) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。
 - (7) 1の(1)の清掃業務に従事する常用の従業員を5人以上有し、かつ、そのうちに清掃業務に2年以上の経験を有する者を3人以上配置することが可能であると認められる者であること。
 - (8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定でビルク

リーニングに係るものに合格した者を配置することが可能であると認められる者であること。

(9) 1の(1)の清掃業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年3月25日午前10時

イ 場所 県民健康プラザ鹿屋医療センター講堂

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課

(イ) 交付期限 平成27年3月16日午後5時

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。
- 8 最低制限価格
設定する。
- 9 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課
鹿屋市札元一丁目8番8号 郵便番号 893-0013
電話番号 0994-42-5101
ファックス番号 0994-44-3944
- 11 その他
(1) この入札は、この調達に係る平成27年度予算が成立しないときは実施しない。
(2) この入札に係る契約は、平成27年4月1日に確定する。

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成27年3月6日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 日高史郎

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務の名称
建築物の清掃サービス（県民健康プラザ鹿屋医療センター（第2区）の清掃業務）
- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (4) 履行場所
県民健康プラザ鹿屋医療センター（第2区）
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）第7条第3項の規定により入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 本県内に本社を有するものであること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
- (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たす者であること。
- (6) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。
- (7) 1の(1)の清掃業務に従事する常用の従業員を5人以上有し、かつ、そのうちに清掃業務に2年以上の経験を有する者を3人以上配置することが可能であると認められる者であること。
- (8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定でビルク

リーニングに係るものに合格した者を配置することが可能であると認められる者であること。

(9) 1の(1)の清掃業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年3月25日午前10時30分

イ 場所 県民健康プラザ鹿屋医療センター講堂

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課

(イ) 交付期限 平成27年3月16日午後5時

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。
- 8 最低制限価格
設定する。
- 9 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課
鹿屋市札元一丁目8番8号 郵便番号 893-0013
電話番号 0994-42-5101
ファックス番号 0994-44-3944
- 11 その他
(1) この入札は、この調達に係る平成27年度予算が成立しないときは実施しない。
(2) この入札に係る契約は、平成27年4月1日に確定する。

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成27年3月6日

県立大島病院長 眞田純一

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務の名称
建築物の清掃サービス（県立大島病院（第1区）の清掃業務）
- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (4) 履行場所
県立大島病院（第1区）
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）第7条第3項の規定により入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 本県内に本社を有するものであること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
- (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たす者であること。
- (6) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。
- (7) 1の(1)の清掃業務に従事する常用の従業員を6人以上有し、かつ、そのうちに清掃業務に2年以上の経験を有する者を4人以上配置することが可能であると認められる者であること。
- (8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定でビルク

リーニングに係るものに合格した者を配置することが可能であると認められる者であること。

(9) 1の(1)の清掃業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年3月25日午後1時30分

イ 場所 県立大島病院研究室

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 県立大島病院総務課

(イ) 交付期限 平成27年3月16日午後5時

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。
- 8 最低制限価格
設定する。
- 9 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
県立大島病院総務課
奄美市名瀬真名津町18番1号 郵便番号 894-0015
電話番号 0997-52-3611
ファックス番号 0997-53-9017
- 11 その他
(1) この入札は、この調達に係る平成27年度予算が成立しないときは実施しない。
(2) この入札に係る契約は、平成27年4月1日に確定する。

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成27年3月6日

県立大島病院長 眞田純一

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務の名称
建築物の清掃サービス（県立大島病院（第2区）の清掃業務）
- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (4) 履行場所
県立大島病院（第2区）
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）第7条第3項の規定により入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 本県内に本社を有するものであること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
- (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たす者であること。
- (6) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。
- (7) 1の(1)の清掃業務に従事する常用の従業員を6人以上有し、かつ、そのうちに清掃業務に2年以上の経験を有する者を4人以上配置することが可能であると認められる者であること。
- (8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定でビルク

リーニングに係るものに合格した者を配置することが可能であると認められる者であること。

(9) 1の(1)の清掃業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年3月25日午後1時30分

イ 場所 県立大島病院研究室

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 県立大島病院総務課

(イ) 交付期限 平成27年3月16日午後5時

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。
- 8 最低制限価格
設定する。
- 9 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
県立大島病院総務課
奄美市名瀬真名津町18番1号 郵便番号 894-0015
電話番号 0997-52-3611
ファックス番号 0997-53-9017
- 11 その他
(1) この入札は、この調達に係る平成27年度予算が成立しないときは実施しない。
(2) この入札に係る契約は、平成27年4月1日に確定する。

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成27年3月6日

県立大島病院長 眞田純一

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務の名称
建築物の清掃サービス（県立大島病院（第3区）の清掃業務）
- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (4) 履行場所
県立大島病院（第3区）
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）第7条第3項の規定により入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 本県内に本社を有するものであること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
- (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たす者であること。
- (6) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。
- (7) 1の(1)の清掃業務に従事する常用の従業員を3人以上有し、かつ、そのうちに清掃業務に2年以上の経験を有する者を2人以上配置することが可能であると認められる者であること。
- (8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定でビルク

リーニングに係るものに合格した者を配置することが可能であると認められる者であること。

(9) 1の(1)の清掃業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年3月25日午後1時30分

イ 場所 県立大島病院研究室

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 県立大島病院総務課

(イ) 交付期限 平成27年3月16日午後5時

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。
- 8 最低制限価格
設定する。
- 9 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
県立大島病院総務課
奄美市名瀬真名津町18番1号 郵便番号 894-0015
電話番号 0997-52-3611
ファックス番号 0997-53-9017
- 11 その他
(1) この入札は、この調達に係る平成27年度予算が成立しないときは実施しない。
(2) この入札に係る契約は、平成27年4月1日に確定する。

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成27年3月6日

県立始良病院長 山畑良蔵

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務の名称
建築物の清掃サービス（県立始良病院及び地域交流センターの清掃業務）
- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (4) 履行場所
県立始良病院及び地域交流センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）第7条第3項の規定により入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 本県内に本社を有するものであること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
- (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たす者であること。
- (6) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。
- (7) 1の(1)の清掃業務に従事する常用の従業員を8人以上有し、かつ、そのうちに清掃業務に2年以上の経験を有する者を5人以上配置することが可能であると認められる者であること。
- (8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定でビルク

リーニングに係るものに合格した者を配置することが可能であると認められる者であること。

(9) 1の(1)の清掃業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年3月26日午前10時

イ 場所 県立始良病院第一会議室（2階）

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 県立始良病院総務課

(イ) 交付期限 平成27年3月16日午後5時

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。
- 8 最低制限価格
設定する。
- 9 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
県立始良病院総務課
始良市平松6067番地 郵便番号 899-5652
電話番号 0995-65-3138
ファックス番号 0995-65-8044
- 11 その他
(1) この入札は、この調達に係る平成27年度予算が成立しないときは実施しない。
(2) この入札に係る契約は、平成27年4月1日に確定する。

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成27年3月6日

県立薩南病院長 古川重治

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務の名称
建築物の清掃サービス（県立薩南病院の清掃業務）
- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (4) 履行場所
県立薩南病院
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）第7条第3項の規定により入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 本県内に本社を有するものであること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
- (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たす者であること。
- (6) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。
- (7) 1の(1)の清掃業務に従事する常用の従業員を10人以上有し、かつ、そのうちに清掃業務に2年以上の経験を有する者を6人以上配置することが可能であると認められる者であること。
- (8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定でビルク

リーニングに係るものに合格した者を配置することが可能であると認められる者であること。

(9) 1の(1)の清掃業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年3月23日午後2時

イ 場所 県立薩南病院大会議室（2階）

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 県立薩南病院総務課

(イ) 交付期限 平成27年3月16日午後5時

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。
- 8 最低制限価格
設定する。
- 9 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
県立薩南病院総務課
南さつま市加世田高橋1968番地4 郵便番号 897-1123
電話番号 0993-53-5300
ファックス番号 0993-53-6764
- 11 その他
(1) この入札は、この調達に係る平成27年度予算が成立しないときは実施しない。
(2) この入札に係る契約は、平成27年4月1日に確定する。

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成27年3月6日

県立北薩病院長 小寺 顕一

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務の名称
建築物の清掃サービス（県立北薩病院の清掃業務）
- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (4) 履行場所
県立北薩病院
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）第7条第3項の規定により入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 本県内に本社を有するものであること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
- (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たす者であること。
- (6) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。
- (7) 1の(1)の清掃業務に従事する常用の従業員を10人以上有し、かつ、そのうちに清掃業務に2年以上の経験を有する者を6人以上配置することが可能であると認められる者であること。
- (8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定でビルク

リーニングに係るものに合格した者を配置することが可能であると認められる者であること。

(9) 1の(1)の清掃業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年3月25日午後3時

イ 場所 県立北薩病院講堂（2階）

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 県立北薩病院総務課

(イ) 交付期限 平成27年3月19日午後5時

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法
 - 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。
- 8 最低制限価格
 - 設定する。
- 9 契約書案の提出
 - 落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
 - 県立北薩病院総務課
 - 伊佐市大口宮人502番地 4 郵便番号 895-2526
 - 電話番号 0995-22-8511
 - ファックス番号 0995-22-6783
- 11 その他
 - (1) この入札は、この調達に係る平成27年度予算が成立しないときは実施しない。
 - (2) この入札に係る契約は、平成27年4月1日に確定する。

公安委員会規則

鹿児島県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年 3 月 6 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

鹿児島県公安委員会規則第2号

鹿児島県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則
鹿児島県警察職員の配置定員に関する規則（昭和37年鹿児島県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「370人」を「373人」に改め、同条第2号中「51人」を「50人」に改め、同条第3号中「8人」を「6人」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 6 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

鹿児島県公安委員会規則第3号

鹿児島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
鹿児島県警察の組織に関する規則（平成6年鹿児島県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第10条第5号を次のように改める。

(5) 次に掲げる法律の施行に関すること。

- ア 古物営業法（昭和24年法律第108号。生活環境課の所掌に属するものを除く。）
- イ 質屋営業法（昭和25年法律第158号。生活環境課の所掌に属するものを除く。）
- ウ 警備業法（昭和47年法律第117号。生活環境課の所掌に属するものを除く。）
- エ 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。生活環境課の所掌に属するものを除く。）
- オ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。生活環境課及び組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）
- カ 火薬類取締法（昭和25年法律第149号。生活環境課及び組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）

キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。生活環境課及び少年課の所掌に属するものを除く。）

ク インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。生活環境課及び少年課の所掌に属するものを除く。）

ケ 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号）

コ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）

サ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 次に掲げる法律における届出の受理、立入り及び報告の徴収に関すること。

ア 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）

イ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）

ウ 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）

エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第13条第1号を次のように改める。

(1) 銃砲刀剣類、火薬類、高压ガスその他の危険物関係事犯の取締りに関すること。（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）

第13条中第2号を削り、第3号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) サイバー犯罪対策及びサイバー犯罪の取締りに関すること。

第13条第9号を次のように改める。

(9) 古物営業、質屋営業、警備業及び探偵業関係事犯の取締りに関すること。

第13条中第10号及び第11号を削り、第12号を第10号とする。

附 則

この規則は、平成27年3月16日から施行する。

.....

鹿児島県公安委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月6日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

鹿児島県公安委員会規則第4号

鹿児島県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

鹿児島県公安委員会運営規則（昭和36年鹿児島県公安委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第13条中「及び隊長」を「，隊長及び管理官」に改める。

附 則

この規則は、平成27年3月16日から施行する。

.....

銃砲刀剣類および猟銃用火薬類等に係る届出書等の提出部数を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年3月6日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

鹿児島県公安委員会規則第5号

銃砲刀剣類および猟銃用火薬類等に係る届出書等の提出部数を定める規則を廃止する規則

銃砲刀剣類および猟銃用火薬類等に係る届出書等の提出部数を定める規則（昭和41年鹿児島県公安委員会規則第11号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

.....

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に基づく行政処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月6日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

鹿児島県公安委員会規則第6号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に基づく行政処分に関する規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に基づく行政処分に関する規則（平成17年鹿児島県公安委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（行政処分の事務を担当する者）

第3条 公安委員会が行う行政処分に関する事務処理は、この規則の定めるところにより生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）又は生活安全部管理官（以下「管理官」という。）が行うものとする。

第4条中「生活環境課長」を「管理官」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第4条関係）

決 定	年 月 日		通 知	年 月 日		通 知 番 号	
公 安 委 員 会 決 裁			通 知 警 察 署 名				
委 員 長	委 員	委 員					
本 部 長 等 決 裁							
本 部 長	部 長	参 事 官	課 長	管 理 官	理 事 官 等	補 佐	係 長
行 政 処 分 伺 い							
の規定により、下記のとおり処分することとしたいがよろしいか。							
記							
1 被処分者							
住	所						
氏	名						
生	年	月	日				
法	人		名				
所	在		地				
代	表		者				
名							
営	業 所 の 名 称						
営	業 所 の 所 在 地						
許	可 ・ 認 定 ・ 届 出 番 号						
許	可 ・ 認 定 ・ 届 出 年 月 日						
2 処分内容							
3 処分理由							

備考1 該当しない項目の記載は要しない。

- 2 警備業法に基づく警備員指導教育責任者資格者証、機械警備業務管理者資格者証及び検定合格証明書（以下これらを「証明書」という。）の返納命令に関しては、「許可・認定・届出番号」及び「許可・認定・届出年月日」欄に「証明書番号」及び「証明書年月日」を記載すること。
- 3 風営適正化法に基づく性風俗関連特殊営業（店舗型を除く。）の上申に関しては、「営業所の名称」及び「営業所の所在地」欄に「呼称名」及び「事務所の所在地」を記載すること。
- 4 風営適正化法第26条第2項の適用に当たっては、「営業所の名称」及び「営業所の所在地」欄に、「飲食店営業の「屋号、許可番号」及び「許可年月日」も併せて記載すること。

附 則

この規則は、平成27年3月16日から施行する。